

一宮市長
中野正康様

一宮市監査委員 和家 淳
一宮市監査委員 丹羽 達
一宮市監査委員 鵜飼 和司
一宮市監査委員 渡部 晃久

包括外部監査の結果に関する意見について

一宮市包括外部監査人から提出のあった令和4年度の監査の結果に関し、地方自治法第252条の38第4項の規定に基づき、意見を決定しましたので、下記のとおり提出します。

記

令和4年度の包括外部監査では、補助金に関する定期的な見直し、終期の設定、例外的処理である前払処理の要否、提出される資料の確認などの指摘及び意見がなされているが、これらについては、定期監査等においても幾つか意見を述べてきたところである。補助金は、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であり、財源の多くには市民の税金が使われているため、その必要性について説明責任が果たされ、市民の理解が十分に得られるものでなければならず、その効果と必要性の検証が不可欠である。

監査の結果及び意見については、関係する全ての部署が内容を真摯に受け止め、十分に検討したうえで適切な対処方針を定め、より適正かつ効果的な補助金制度を構築されることを望むものである。

以上